

公共交通会議の位置付け（令和4年7月に改正）

【改正前】

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するための会議

【改正後】

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するための会議

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画等（以下「交通計画等」という。）の作成に関する協議及び交通計画等の実施に係る連絡調整を行うための会議

今回より、「二法協議会」として開催いたします

協議事項（第2条）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町の公共交通政策の推進に関する事。
- ~~(2)~~ 具体的な路線等に係る運行の確保に関する計画について
- (2) 交通計画等の作成及び変更の協議に関する事**
- (3) 交通計画等に位置づけられた事業の実施に関する事**
- ~~(3)~~**(4)** 町運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価について
- ~~(4)~~**(5)** その他生活交通の確保に関する必要な事項
- ~~(5)~~**(6)** 前5号に掲げるもののほか、笠松町長が特に必要と認める事項

組織（第3条）

第3条 交通会議は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成する。

- (1) 笠松町長
- (2) 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者団体
- (4) 住民又は利用者
- (5) 運輸行政監督機関**国土交通省中部運輸局岐阜支局長**又はその指名する職員
- (6) 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者
- (9) **学識経験を有する者**その他の交通会議の運営上必要と認められる者